

令和5年6月30日招集

6月定例総会 議事録

新潟市農業委員会

令和5年度6月 新潟市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和5年6月30日(金) 午後2時30分から午後3時15分

2 開催場所 江南区役所3階302会議室

3 出席委員 (34人)

農業委員

1番 首藤正男	2番 田村良雄	3番 若林清廣
4番 虎澤栄三	5番 田中さとみ	6番 山岸信一
7番 成田誠一	8番 平野榮治	9番 阿部信行
10番 佐藤英一	11番 高橋潤一	12番 伊藤隆
13番 塩原信子	14番 野澤栄	15番 平原大悟
16番 本間雄一	17番 大嶋喜芳	18番 渡部藤四夫
19番 江端美春	20番 小林喜一郎	21番 間宮一
22番 草野伸一	23番 増井勝	24番 吉田浩

農地利用最適化推進委員

1番 本田敏明	2番 山岸洋子	3番 鈴木健二
4番 別所正幸		6番 笠原綱生
7番 帯瀬和幸	8番 田中隆市	9番 高井利明
10番 原田秀一		12番 武田要一郎

4 欠席委員 (2名)

5 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議事

議案第14号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について

議案第15号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

議案第16号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について

議案第17号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案第18号 新潟市農用地利用集積計画の取り消しについて

議案第19号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

第4 その他

第5 閉会

6 農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤和弘 事務局次長 坂井靖彦 事務局次長補佐 小沢昌己
北区事務所長 伊藤洋 秋葉区事務所長 嶋倉明彦

西区事務所長 佐藤清隆 西蒲区事務所長 佐々木徹
南区事務所主幹 岡田明
管理係長 上田芳則 農地係長 早川努 農政振興係長 和田友宏
管理係主査 武田勇 農政振興係主査 井上勝雄

7 会議の概要

<p>小沢次長補佐 開始時刻</p>	<p>ただいまから、新潟市農業委員会令和5年度6月定例総会を開会いたします。</p>
<p>14:30</p>	<p>本日は、皆さま出席でございます。</p>
	<p>それでは、同会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、虎澤会長は議長席へご移動をお願いします。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>【あいさつ】</p> <p>これより議事に入ります。日程2の議事録署名委員の指名を行います。新潟市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、議事録署名委員は10番 佐藤英一委員、11番 高橋潤一委員 をお願いいたします。</p> <p>それでは、日程3の議事に移ります。なお、議事の都合上、追加議案第19号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、</p> <p>議案第14号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、</p> <p>議案第15号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、</p> <p>議案第16号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について、</p> <p>の順番に審議を進めることとし、一括して議題に供させていただきます。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
<p>農地係長</p>	<p>はい。議長。農地係の早川でございます。</p> <p>それでは、私から着席のままご説明申し上げます。</p> <p>定例総会議案書を3枚おめくりいただき、議案書1ページの地区別審議件数をご覧ください。</p>

	<p>議案第19号 農地法第3条許可申請に関する意見決定が、北区で1件、中央地区で3件、秋葉区で2件、南区で3件、西区で1件、西蒲区で2件の計12件です。</p> <p>次に議案第14号 農地法第4条許可申請に関する処分決定が、中央地区で1件、西区で1件、西蒲区で1件の計3件です。</p> <p>次に議案第15号 農地法第5条許可申請に関する処分決定が、中央地区で5件、秋葉区で3件、南区で5件、西区で3件、西蒲区で3件の計19件です。</p> <p>次に議案第16号 事業計画変更承認申請に関する処分決定が、中央地区で2件です。</p> <p>以上、農地法関連議案件数の合計は36件となり、すべての案件が、区部会に付されております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議 長（会長）	<p>ただいまの説明に関連して、区部会の調査並びに協議結果について、北区部会の報告をお願いいたします。</p>
北区部会長	<p>北区部会長の本田でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p> <p>北区部会の審査案件の1件は、去る6月28日に審査を行いました。</p> <p>議案第19号農地法第3条許可申請に関する意見決定です。議案書2ページをご覧ください。</p> <p>「北1号」は、農地を贈与によって取得するものです。譲受人が規模拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>経営する農地は全て耕作されており、権利取得後も効率的に耕作できると判断しました。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請1件について、問題ないと判断しました。</p> <p>北区部会の報告は以上です。</p>
議 長（会長）	<p>ありがとうございました。中央地区部会の報告をお願いします。</p>
中央地区部会長	<p>中央地区部会長の鈴木でございます。それではご報告させていただきます。</p>

中央地区部会の審査案件の11件は、去る6月28日に審査を行いました。

まず、議案第19号農地法第3条許可申請に関する意見決定です。

3ページをご覧ください。

「中1号」、「中2号」は、譲受人の規模拡大のため、売買により所有権を移転するものです。

「中3号」は、譲渡人の離農により贈与するものです。

続きまして、議案第14号農地法第4条許可申請についてです。

8ページをご覧ください。

「中1号」は、自己所有の農地を貸露天資材置場敷地に転用するものです。

農地区分は、第1種農地であり、転用は原則不許可ですが、申請地周辺に居住する者の業務上必要な施設であり、集落に接続して建設されるため、例外的に許可できるものです。

排水については、自然浸透し、隣接農地はありません。

続きまして、議案第15号農地法第5条許可申請についてです。

11ページをご覧ください。

「中1号」は、売買により、露店駐車場および園庭敷地に転用するものです。

転用者は保育園を運営していますが施設拡張のため申請にいたりしました。

農地区分は、第1種農地であり、転用は原則不許可ですが、既存施設の拡張であり、既存施設の面積の2分の1以内の申請のため、例外的に許可できるものです。

申請地は、土地改良区域外であり、排水計画も整っていることから周辺農地には影響のない計画となっております。

「中2号」は、売買により、個人住宅敷地に転用するものです。

転用者は、現在住んでいる共同住宅が、手狭になることから、個人住宅を建築するため、申請にいたりしました。

農地区分は、第3種農地で、排水計画も整っていることから周辺農地には影響のない計画となっております。

「中3号」は使用貸借権を設定し、個人住宅敷地に転用するものです。

転用者は、現在住んでいる共同住宅が、手狭になることから、実家近くに個人住宅を建築するため、申請にいたりしました。

<p>議長（会長）</p> <p>秋葉区部会長 職務代理者</p>	<p>農地区分は、第3種農地で、排水計画も整っていることから、周辺農地には影響のない計画となっております。</p> <p>「中4号」は、売買により、通路敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、購入予定の住宅までの通路敷地として申請にいたしました。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、土地改良区域外であり、排水計画も整っていることから周辺農地には影響のない計画となっております。</p> <p>12ページをご覧ください。</p> <p>「中5号」は、売買により、特定建築条件付売買予定地に転用するものです。</p> <p>転用者は不動産業を営んでおり、需要が見込めるこの地域で宅地分譲を計画し、特定建築条件付売買予定地とするため申請にいたしました。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、排水計画も整っていることから、周辺農地には影響のない計画となっております。</p> <p>続きまして、議案第16号事業計画変更承認申請に関する処分決定についてです。</p> <p>18ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」は、令和5年3月総会にて、個人住宅建築敷地として、同一申請者による 「中2号」は、令和5年4月総会にて、店舗建築敷地として転用の許可をされたものです。</p> <p>その後、店舗利用者の利便性を考慮して敷地内通路等の計画変更を行ったものです。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請3件、第4条許可申請1件、第5条許可申請5件、事業計画変更承認2件について、いずれも問題ないと判断しました。以上です。</p> <p>ありがとうございました。秋葉区部会の報告をお願いします。</p> <p>秋葉区部会長職務代理者の笠原でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p> <p>秋葉区部会は議案記載の5件を、28日に審査いたしました。</p> <p>議案第19号農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。</p> <p>議案書4ページをご覧ください。</p>
---------------------------------------	---

<p>議 長（会長）</p> <p>南区部会長</p>	<p>「秋1号」、「秋2号」ともに売買による所有権移転の申請です。続いて議案第15号農地法第5条許可申請に関する処分決定についてです。</p> <p>議案書13ページをご覧ください。</p> <p>「秋1号」は、敷地内の駐車場が不足したため隣接農地に増設する目的の売買による所有権移転</p> <p>「秋2号」は、個人住宅敷地とする目的の売買による所有権移転</p> <p>「秋3号」は、個人住宅敷地とする目的の使用貸借権設定です。</p> <p>以上5件、いずれも区部会は問題ないと判断しました。</p> <p>秋葉区部会の報告は、以上です。</p> <p>ありがとうございました。南区部会の報告をお願いします。</p> <p>南区部会長の帯瀬でございます。</p> <p>それでは、ご報告させていただきます。</p> <p>南区部会の審査案件は8件で、去る6月28日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第19号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書の5ページをご覧ください。</p> <p>「南1号」は、相続で取得した農地を実家の譲受人に贈与により所有権を取得させるものです。</p> <p>次の「南2号」と「南3号」は、新たに営農を始める譲受人が、自分が代表を務める会社近くの農地を売買により所有権を取得するものです。</p> <p>次に、議案第15号 農地法第5条許可申請についてです。</p> <p>議案書の14ページ15ページをご覧ください。</p> <p>「南1号」は、農地を贈与により所有権を移転し、礼拝者露天駐車場敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、隣地にてお寺を営んでいますが、礼拝者の駐車場がないことから申請地を譲り受け、駐車場とするため申請しました。</p> <p>次の「南2号」は、農地を売買により所有権を移転し、個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、自宅が河川改修工事にかかり、移転せざるを得なくなり申請地を買い受け、個人住宅を建築するため申請しました。</p> <p>次の「南3号」は、農地を売買により所有権を移転し、露天資材</p>
-----------------------------	--

<p>議長（会長）</p> <p>西区部会長</p>	<p>置場敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、隣地にて造園業を営んでいますが、資材置場がないことから申請地を買い受け、資材置場とするため申請しました。</p> <p>次の「南4号」は、農地に使用貸借権を設定し、個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、アパートに居住していますが、子供も大きくなり手狭になったことから義父所有の申請地を借り受け、個人住宅を建築するため申請しました。</p> <p>「南1号」から「南4号」の申請地の農地区分は、第1種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。</p> <p>次の「南5号」は、農地を売買により所有権を移転し、通路敷地に転用するものです。</p> <p>転用者の自宅が、公衆用道路に接道していないことから、これを解消すべく申請地を買い受け、通路とするため申請しました。</p> <p>申請地の農地区分は、第3種農地に分類され、原則許可となります。</p> <p>5条申請の「南1号」から「南5号」は、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請3件、農地法第5条許可申請5件について、いずれも問題ないと判断しました。南区部会の報告は、以上です。</p> <p>ありがとうございました。西区部会の報告をお願いします。</p> <p>西区部会長の高井でございます。</p> <p>6月28日に開催した西区部会での審査報告をいたします。</p> <p>議案書の6ページをご覧ください。</p> <p>議案第19号 農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。</p> <p>「西1号」は、農地を現物出資によって取得するものです。</p> <p>譲受人の経営規模拡大や経営体質強化を図るため、所有権を移転するものです。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請1件については、問題ないと判断しました。</p> <p>議案書の9ページをご覧ください。</p> <p>議案第14号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について</p>
----------------------------	---

<p>議長（会長）</p> <p>西蒲区部会長 職務代理者</p>	<p>です。</p> <p>「西1号」は、農舎建築敷地に転用するものです。</p> <p>申請地を相続する際、農地法上の許可を取得していないことが判明したため、申請に至りました。</p> <p>農地区分は、第1種農地に該当しますが、農業用施設の用に供するために行うものであることから、許可できるものです。</p> <p>以上、農地法第4条許可申請1件については、問題ないと判断しました。</p> <p>議案書の16ページをご覧ください。</p> <p>議案第15号 農地法第5条許可申請に関する処分決定についてです。</p> <p>「西1号」は、仮設現場事務所及び資材置場敷地に一時転用するものです。</p> <p>転用者は、運送会社の新築工事を請け負い、申請地を一時的に使用するため、申請に至りました。</p> <p>敷鉄板を設置し、砂の飛散対策を行うなど、周辺農地に影響はありません。</p> <p>「西2号」は、道路拡幅敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、地元のために道路を拡幅するため、申請に至りました。周辺農地に被害が及ばないように十分注意することです。</p> <p>「西3号」は、露天駐車場敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、経営する飲食店の来客用駐車場が不足しているため、申請に至りました。</p> <p>周辺農地に被害が及ばないように十分注意することです。</p> <p>以上、農地法第5条許可申請3件については、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。西蒲区部会の報告をお願いします。</p> <p>西蒲区部会長職務代理者の武田でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>西蒲区部会の審査案件の6件は、去る6月28日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第19号 農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。</p>
---------------------------------------	---

議案書 7 ページをご覧ください。

「蒲 1 号」は、譲受人が規模拡大のため、売買によって取得するものです。

「蒲 2 号」は、譲渡人からの申し出により、売買によって取得するものです。

次に、議案第 14 号 農地法第 4 条許可申請についてです。 議案書 10 ページをご覧ください。

「蒲 1 号」は、自己所有の農地を露天資材置場及び駐車場敷地に一時転用するものです。

水耕レタス栽培ハウスを建設するにあたり、建築資材置場や駐車場が必要となり申請に至りました。

農地区分は第 1 種農地に分類されるところですが、「一時的な利用に供するもの」として例外的に許可できるものであり、周辺農地に影響のない計画となっております。

次に、議案第 15 号 農地法第 5 条許可申請についてです。 議案書 17 ページをご覧ください。

「蒲 1 号」は、使用貸借権を設定し、個人住宅建築拡張敷地に転用するものです。

転用者は、実家を建て替えて移り住むため、申請に至りました。

なお、隣接する宅地及び雑種地 205.57 m²についても、申請に合わせて同時利用しようとするものです。

農地区分は、第 1 種農地に分類されますが、既存施設の拡張であり、既存施設の面積の 2 分の 1 以内の申請のため、例外的に許可できるもので、周辺農地に影響のない計画となっております。

「蒲 2 号」は、使用貸借権を設定し、個人住宅建築敷地に転用するものです。

実家のすぐそばで個人住宅を建築するため、申請に至りました。

農地区分は、第 1 種農地であり、転用は原則不許可ですが、申請地周辺に居住する者の業務上必要な施設であり、集落に接続して建設されるため、例外的に許可できるものです。

土地改良区からは差し支えない旨の意見書を得ており、排水計画も整い、周辺農地に影響のない計画となっております。

「蒲 3 号」は、転用者が、工事現場事務所及び駐車場敷地に一時転用するものです。

水耕レタス栽培ハウスを建設するにあたり、現場事務所や駐車場が必要となり申請に至りました。

	<p>農地区分は第1種農地に分類されますが、一時的な利用に供するものとして例外的に許可できるものであり、周辺農地に影響のない計画となっています。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請2件、第4条許可申請1件、第5条許可申請3件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>西蒲区部会の報告は、以上です。</p>
議 長（会長）	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明及び区部会の報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p>
渡部委員	<p>18番渡部です。</p> <p>5ページの「南2号」「南3号」ですが、譲受人が経営面積ゼロ、それと中央区の方ですよ。西区の場合は、本人の会社に現物出資するということで経営面積ゼロですけど。農業委員会は、第3種の農地ですから農地として耕作して維持してもらわないといけないと思いますが、今後どういうふうを考えていくのでしょうか。</p>
南区事務所岡田	<p>南区事務所岡田です。</p> <p>今回の3条の「南2号」「南3号」については、住所が中央区の姥ヶ山2丁目にある渡辺さんという方が、南区赤浜で自分が代表を勤める会社がありまして、その事務所から200mほどの農地を地域の方から買ってこれということで、渡辺さんは今回新たに営農計画書を出され、これから自分で自家用の野菜とかを栽培するというので申請をされまして許可をしたものです。</p> <p>今回、経営面積ゼロと言うことで当然、新規就農という形ですので、この4月から、農地法第3条下限面積が撤廃されたことにより許可ができるものです。以上です。</p>
議 長（会長）	<p>よろしいですか。</p>
渡部委員	<p>それはわかりますが、普通であれば、新規就農であれば営農計画を出すと思いますが、何を作ってどれくらいの売上があるとか、そういうところまで出たのでしょうか。</p>
南区事務所岡田	<p>営農計画書を提出していただいております。</p> <p>販売先は特になくて、自分で食べるものとか、身内に配るものと</p>

農地係長	<p>ということで自家消費用の野菜を作るものとして購入するものです。</p> <p>農地係の早川です。</p> <p>南区事務所岡田からの説明がありましたが、新規就農については10アール以上の申請をした場合は、新規就農手続きをしていただき、各区調査委員会で審査したのち、運用基準上、問題なく許可できるものであれば許可しています。</p>
渡部委員	<p>そこはわかりますが、こういう風に早く売買の許可を与えていいものか。まず、1年ぐらい借りて少しやっってくださいと言う指導はしないのでしょうか。こういうところが今後、耕作放棄地になっていくと問題になると思います。</p> <p>事務局の考え方が知りたいです。</p>
齋藤局長	<p>事務局長齋藤です。</p> <p>今現状、営農計画きっちり出されていて、農機具使用されているという話になるとお断りする理由がなかなか見つけにくい。そのために調査委員会に来ていただき、本人から、できるか、できないかを確認していますので、今現状、事務局としては、お断りするの難しいと思われま。</p> <p>地域計画というのが、これから遅くとも令和7年4月以降から始まるのですが、いわゆる地域計画の所に担い手のリストを作っていく感じになるのですが、その担い手をどういう人にするかというのは決めていかなければいけない。それは、農林水産部の方で決めていくこととなりますが、こういう時に小面積の人は認めないという話があれば線引きはしやすいのです。</p> <p>今の段階は、実はちょうど策定期間ですので出されたものについて事務局はなかなかお断りにくい。現状を調査委員会で確認せざるを得ないという形になります。</p>
議長（会長）	<p>よろしいですか。他にご質問ございませんか。</p>
議長（会長）	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>議案書2ページ、追加議案第19号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。許可相当と決定すること</p>

<p>議 長（会長）</p>	<p>にご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>皆さんから異議がありませんので許可相当と決定し、事務局から市長へ回答をお願いします。</p> <p>次に、議案書 8 ページ、議案第 1 4 号 農地法第 4 条許可申請に関する処分決定について、審議に入ります。許可と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議 長（会長）</p>	<p>なお、議案書 1 0 ページ、蒲 1 号については、3, 0 0 0 m²を超える案件であることから、県農業会議へ諮問を行い、そこで異議なしの場合、許可処分となります。それ以外の場合は、次回の定例総会で再度審議することといたします。</p> <p>これ以外の事案は諮問が不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、議案書 1 1 ページ、議案第 1 5 号 農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、審議に入ります。許可と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議 長（会長）</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、3, 0 0 0 m²を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、議案書 1 8 ページ、議案第 1 6 号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議 長（会長）</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、別冊の議案第 1 7 号 新潟市農用地利用集積計画の決定に</p>

<p>農政振興係長</p>	<p>ついて、</p> <p>議案第18号 新潟市農用地利用集積計画の取り消しについて、を議題に供します。事務局より説明をお願いします。</p> <p>農政振興係の和田です。議案第17号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、すみませんが座って説明させていただきます。</p> <p>お手元の資料別冊1をご覧ください。</p> <p>初めに、農業経営基盤強化促進法に基づく案件についてです。表紙をめくっていただいて、1ページ、令和5年6月の利用権促進事業地区別実績表をご覧ください。</p> <p>新規の利用権設定について、北区1件、中央地区5件、西蒲区1件、合計で件数7件、面積29,397㎡です。</p> <p>次に、所有権移転の売買について、北区2件、中央地区1件、秋葉区1件、南区1件、西蒲区1件、合計で件数6件、面積34,192㎡です。</p> <p>次に、所有権移転の交換について、西区2件、面積2,042㎡です。詳細につきましては、一枚めくっていただいて、議案書の4ページ以降となります。</p> <p>新規及び更新の利用権設定、所有権移転については、4ページから12ページのとおりです。</p> <p>続いて、農地中間管理事業関係についてです。一枚めくっていただいて、13ページ、令和5年6月の利用権促進事業(農地中間管理事業)地区別実績表をご覧ください。</p> <p>新規の利用権設定について、西区4件、面積6,858㎡です。詳細につきましては一枚めくっていただいて、16ページのとおりです。</p> <p>以上につきまして、申出等を踏まえ、事前調整を行った結果、各案件ともに農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である市基本構想への適合や、耕作に供すべき農用地の全ての効率的な利用といった要件を満たしていると考えられ、また、いずれの案件についても各区部会において審議済みとなっています。</p> <p>従いまして、本日の定例総会で承認をいただいたのち、17ページのとおり農用地利用集積計画を公告いただくよう、市長に対して依頼します。</p> <p>市の公告については、令和5年7月14日からとなります。</p>
---------------	---

<p>議 長（会長）</p>	<p>つづいて、議案第18号 新潟市農用地利用集積計画の取消しについて提案いたします。</p> <p>A4横の1枚ものの資料をご覧ください。</p> <p>取消案件につきましては、令和4年度3月定例総会においてご承認いただきました、議案第85号、売買、西蒲区、8号です。</p> <p>取消理由は、記載のとおり、定例総会后に相互の信頼関係が喪失する事態が発生し、売買が不成立となったため、譲受人・譲渡人から新潟市農用地利用集積計画の取消申請書が提出されたためです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>（質問・意見なし）</p>
<p>議 長（会長）</p>	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>議案第17号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議 長（会長）</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。</p> <p>次に議案第18号 新潟市農用地利用集積計画の取り消しについて、審議いたします。</p> <p>原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議 長（会長）</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。</p> <p>以上で、議事として提案した案件について終了します。</p> <p>その他として、委員の皆さんから何かありませんか。</p> <p>（発言なし）</p>

<p>議 長（会長）</p>	<p>それでは、事務局から何かありませんか。</p> <p>（なし）</p>
<p>議 長（会長） 終了時間 15：15</p>	<p>ないようですので、以上をもちまして、新潟市農業委員会令和5年度6月定例総会を閉会いたします。</p>

議事録に相違ないことを認める。

議 長

署名委員

署名委員
